

# 警視庁の所管する東京都の債権の管理に関する規程

平成18年9月27日

訓令甲第31号

存続期間

〔沿革〕平成19年3月訓令甲第4号

22年3月同第5号改正

## (目的)

**第1条** この規程は、警視庁の所管する東京都の債権（以下「債権」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

## (準拠)

**第2条** 債権の管理については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (用語の定義)

**第3条** この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 債権 金銭の給付を目的とする東京都の権利で、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第240条第4項各号に掲げる債権以外の債権をいう。
- (2) 債権の管理 債権の存否及び内容に関する調査確認、履行の請求、記録整理その他の事務をいう。

## (所掌)

**第4条** 債権の管理は、原則として、当該債権の発生又は帰属に係る事業を主管する所属の長（以下「所属長」という。）が行うものとする。

## (総務部長の総括)

**第5条** 総務部長は、債権の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、所属長に対し、債権の管理に関して必要な措置を求めることができる。

- 2 総務部長は、債権の管理を所掌すべき所属に疑義があるときは、当該債権の管理に関する所掌について調整を図るものとする。
- 3 総務部長は、自治法に定める債権の徴収停止、執行停止、徴収停止の取消し、執行停止の取消し又は不納欠損の実施に際して、当該債権の内容及び債務者の状況等を勘案の上、その適否を決定するものとする。

#### (債権の調査確認)

**第6条** 所属長は、その所掌に属する債権が発生し、又は帰属したときは、速やかに、債務者の氏名、住所（ただし、債務者が法人の場合は、名称、代表者及び所在地）、債権の金額等の債権の内容について調査確認しなければならない。

#### (履行の請求)

**第7条** 所属長は、その所掌に属する債権について履行期限が到来するときは、債務者に対して履行の請求をしなければならない。

#### (債権の記録整理)

**第8条** 所属長は、その所掌に属する債権について、別記様式第1号の「債権管理簿」に必要な事項を記載して整理を行うものとする。ただし、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号。以下「規則」という。）第2条第5号及び第5条に定める歳入徴収者（以下「歳入徴収者」という。）が調定した債権のうち定例簡易なものについては、規則第99条の2に定める収入未済一覧表又は第99条の3に定める税外収入徴収簿をもって、これに代えることができる。

#### (所属長の報告義務)

**第9条** 所属長は、その所掌に属する債権のうち歳入徴収者が調定した債権以外の債権について異動があったときは、翌月の5日までに別記様式第2号の「債権増減異動報告書」により、総務部長（会計課決算第二係経由）に報告しなければならない。

#### (会計管理者への通知)

**第10条** 総務部長は、規則第94条に定める会計管理者への通知事務を行うものとする。

#### (細部事項)

**第11条** この規程を実施するために必要な細部事項は、総務部長が別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この訓令は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行日前に発生した債権に関する適用については、施行日以後この訓令によるものとする。